

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、「地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行」「逞しい活力と豊かな創造力を持ち、着実に発展する第三銀行」「個性を活かし、明るい魅力ある職場をつくる第三銀行」を経営理念として掲げております。

この経営理念の実現を通じ、安定的かつ持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、以下の基本的な考え方に沿って、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、迅速な意思決定により経営の効率性を高め、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- (1)株主の権利を尊重し、平等性の確保に努めてまいります。
- (2)株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、適切な協働に努めてまいります。
- (3)会社情報を適切に開示し、透明性の確保に努めてまいります。
- (4)監査等委員会設置会社制度の下、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定を行うことで、経営の効率性を高めてまいります。
- (5)株主をはじめとするステークホルダーとの間で建設的な対話を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

株式の政策保有に関する方針ならびに議決権行使基準につきましては、当行のホームページにて開示しております『コーポレートガバナンスに関する基本方針』の「第2 株主との関係 6. 株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」および「別添資料2」をご参照下さい。

(<http://www.daisanbank.co.jp/about/governance-hoshin.html>)

【原則1 - 7】

関連当事者間の取引に関する手続きにつきましては、当行ホームページにて開示しております『コーポレートガバナンスに関する基本方針』の「別添資料3」をご参照ください。

(<http://www.daisanbank.co.jp/about/governance-hoshin.html>)

【原則3 - 1】

(1)当行は、「経営理念」「中期経営計画」を策定し、当行ホームページにて開示しておりますのでご参照下さい。

「経営理念」 (<http://www.daisanbank.co.jp/about/gaiyou.html>)

「中期経営計画」 (http://www.daisanbank.co.jp/profile/plan_medium.html)

(2)当行は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた『コーポレートガバナンスに関する基本方針』を制定し、ホームページにて開示しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.daisanbank.co.jp/about/governance-hoshin.html>)

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針ならびに手続きにつきましては、当行ホームページにて開示しております『コーポレートガバナンスに関する基本方針』の「第5 コーポレートガバナンス体制 13. 取締役の報酬等」および本報告書【取締役報酬関係】に記載しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.daisanbank.co.jp/about/governance-hoshin.html>)

(4)取締役会が経営陣幹部の選任や取締役の指名を行うにあたっての方針ならびに手続きにつきましては、当行ホームページにて開示しております『コーポレートガバナンスに関する基本方針』の「第5 コーポレートガバナンス体制 7. 取締役の資格および指名手続」および「別添資料4」をご参照下さい。

(<http://www.daisanbank.co.jp/about/governance-hoshin.html>)

(5)取締役候補者の個々の選任、指名の説明につきましては、当行ホームページにて開示しております「第108期定時株主総会招集ご通知」参考資料中の取締役選任議案に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.daisanbank.co.jp/profile/kabunushi.html>)

【補充原則4 - 1 - 1】

当行は、取締役会の監督機能とコーポレートガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率性を高めるため、平成27年6月をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。移行にあたり、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令ならびに定款に定める事項と「取締役会規程」に記載する以外の業務執行の意思決定を常務会に委任しております。

【原則4 - 8】

当行は、取締役13名のうち、3名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4 - 9】

独立社外取締役の独立性判断基準につきましては、当行ホームページにて開示しております『コーポレートガバナンスに関する基本方針』の「第5 コーポレートガバナンス体制 10.社外取締役」および「別添資料5」をご参照ください。

(<http://www.daisanbank.co.jp/about/governance-hoshin.html>)

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方、取締役候補者の決定に関する方針・手続きにつきましては、当行ホームページにて開示しております『コーポレートガバナンスに関する基本方針』の「第5 コーポレートガバナンス体制 7.取締役の資格および指名手続」および「別添資料4」をご参照下さい。

(<http://www.daisanbank.co.jp/about/governance-hoshin.html>)

【補充原則4 - 11 - 2】

当行は、取締役候補者および取締役の重要な兼職の状況を『定時株主総会招集ご通知』の「事業報告」および「株主総会参考書類」に記載しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.daisanbank.co.jp/profile/kabunushi.html>)

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会全体の実効性について、毎年監査等委員である取締役を含む全ての取締役の自己評価等をベースに分析・評価を行うこととしております。

平成29年6月の取締役会において、平成28年度の実効性に関する分析・評価の審議を実施し、平成27年度の課題に対して一部改善を図っていること、および取締役会全体の実効性が確保されていることを確認いたしました。なお、監査等委員会に対する事前説明の実施など支援体制につき、監査等委員である取締役から高い評価を得ております。今後、取締役会にはさらなる充実を図るため、引き続き以下の課題に継続的に対処していくことを確認・共有いたしました。

- ・経営戦略の策定・見直しなど重要議案に関する審議時間の確保と審議内容のさらなる充実
- ・急激な経営環境の変化に対応したタイムリーな経営戦略の策定・見直しの検討・実施

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役に対するトレーニングの方針につきましては、当行ホームページにて開示しております『コーポレートガバナンスに関する基本方針』の「第5 コーポレートガバナンス体制 12.取締役の支援体制・トレーニングの方針」および「別添資料6」をご参照下さい。

(<http://www.daisanbank.co.jp/about/governance-hoshin.html>)

【原則5 - 1】

株主の皆様との建設的な対話に関する方針につきましては、当行ホームページにて開示しております『コーポレートガバナンスに関する基本方針』の「第2 株主との関係 5.株主との対話」および「別添資料1」をご参照下さい。

(<http://www.daisanbank.co.jp/about/governance-hoshin.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,149,800	11.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,103,500	6.10
第三銀行職員持株会	771,156	4.26
株式会社みずほ銀行	636,948	3.52
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	499,800	2.76
東京海上日動火災保険株式会社	375,364	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	307,000	1.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	268,200	1.48
日本生命保険相互会社	260,082	1.43

明治安田生命保険相互会社	249,900	1.38
--------------	---------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
濱岡 正己	他の会社の出身者													
中川 昇	他の会社の出身者													
野呂 昭彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱岡 正己			濱岡正己氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	日本銀行出身者として、豊富な経験と財務・会計に関する適切な知見を有しており、これらの経験・知識を活かして業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営の監督ができるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、当行との取引条件は一般取引と同等の取引条件であり、当行の取引規模に占める割合は小さく、また、当行が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

中川 昇			中川昇氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	松阪市役所入所後、嬉野振興局長、松阪市副市長などを歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験・知識を活かして業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営の監督ができるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、当行との取引条件は一般取引と同等の取引条件であり、当行の取引規模に占める割合は小さく、また、当行が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
野呂 昭彦			野呂昭彦氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	衆議院議員として厚生政務次官などの要職を歴任し、幅広い見識を有しております。また、松阪市長、三重県知事として地方行政における豊富な経験と適切な知見を有しており、これらの経験・知識を活かして業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営の監督ができるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、当行との取引条件は一般取引と同等の取引条件であり、当行の取引規模に占める割合は小さく、また、当行が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

- (1) 監査等委員会との協議に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人(以下「監査等委員会補助者」という。)として、当行の使用人から監査等委員会補助者を任命することとしております。
- (2) 監査等委員会補助者の任命及び異動、人事考課については、監査等委員会の同意を得ることとしております。また、監査等委員会補助者は業務の執行にかかる職務を兼務しないこととしております。
- (3) 監査等委員会補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は内部監査部門、内部統制部門及び会計監査人と定期的に会合を持ち、また、必要に応じて報告を求めるなど連携を保ち、効率的な監査の実施に努めております。

具体的には、監査等委員である取締役は監査部及び会計監査人から監査計画及び監査結果について定期的な報告を受け、意見交換を行うとともに、適宜会計監査人による監査に立ち会うなど、連携強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として「指名諮問委員会」および「報酬諮問委員会」という2つの任意の委員会を設置しております。

指名諮問委員会

- ・株主総会に提出する取締役候補者の選任および解任に関する事項を協議します。
- ・取締役会に提出する代表取締役および役付取締役の選定および解職に関する事項を協議します。

報酬諮問委員会

- ・取締役の報酬等に関する事項を協議します。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当行では、コーポレートガバナンス強化の一環として役員報酬制度の透明性を高めるとともに、役員の業績向上に対する貢献意欲や、中長期的な企業価値の向上ならびに株主重視の経営を一層高めるため、平成24年6月22日開催の第103期定時株主総会の決議に基づき、業績連動型報酬及び株式報酬型ストック・オプションを導入しております。なお、平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会における決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動型報酬並びにストック・オプション報酬額は下記のとおりしております。

(1)業績連動型報酬

当該事業年度にかかる当期純利益(単体)の0.9%を総支給額とし、その上限額を60百万円とする一方、当期純利益が1,500百万円未満の場合支給額は0円とします。

(2)ストック・オプション制度

株式報酬型ストック・オプションは、年額40百万円以内の範囲で新株予約権を割り当てます。

また、当行は、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの内容と同内容の新株予約権を、当行の執行役員に対し当行が必要と判断する個数を割り当てます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員を付与対象者としているのは、当行の企業価値を反映した株価と社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬との連動性を高めることにより、株主の皆様と株価上昇のメリットと株価下落のリスクを共有し、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の中長期的な企業価値の向上と株主重視の経営意識をより一層高めることを目的としていることによります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度の会社役員に対する報酬等の内容は、取締役(社外取締役・監査等委員を除く。)183百万円、監査等委員(社外取締役を除く。)3百万円、社外役員26百万円であります。

(注)上記の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等47百万円は含まれておりません。また、上記の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬11百万円、株式報酬型ストック・オプション30百万円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会における決議に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、(1)役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、(2)単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」、(3)中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の構成としております。

また、監査等委員である取締役の報酬については、独立性及び中立性を確保するため、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。

支給時期、配分等については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

(1)確定金額報酬は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については年額200百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額については年額50百万円以内といたします。

(2)業績連動型報酬は、社外取締役を除く取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益(単体)の0.9%を総支給額といたします。その上限額を60百万円とし、当該事業年度にかかる当期純利益(単体)が1,500百万円未満の場合、支給額は0円といたします。

(3)株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬及び業績連動型報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して新株予約権を年額40百万円以内の範囲で割り当ていたします。

【社外取締役のサポート体制】

当行においては、4名の監査等委員である取締役のうち3名は社外取締役であり、社外取締役の業務遂行をサポートするため、取締役会議案の事前配付や、各種情報提供を適時行うこととしております。

社外取締役をサポートするため、「内部統制システムの基本方針」に基づき、監査等委員会事務局に当行の部長職経験者を専属のスタッフとして配置し、監査等委員会の補佐を行う体制としております。

また、監査等委員会を毎月1回開催し、社外取締役への情報伝達や意見交換を行うこととしており、必要がある場合には、随時招集して情報伝達を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行

取締役会は、うち取締役13名(監査等委員である取締役4名)で構成され、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

取締役会の委任に基づき、取締役会で決議された基本方針に基づいて、その具体的執行方針を定め、業務執行に関する重要事項を決定するため、本店に常勤する常務取締役以上の取締役全員で常務会を組織し、原則として週1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。

取締役会は、重要な課題に対してはリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、顧客保護等管理委員会、金融円滑化推進委員会などの組織横断的な各種委員会を設置し対応を行っております。

加えて、取締役会の任意の諮問機関として指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置し、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っております。

また、取締役会は、必要に応じて業務執行の責任者として執行役員を選任しております。執行役員は取締役会で定めた「執行役員規程」に基づき、誠実にその職務の執行にあっております。

(2)リスク管理

当行は、リスク管理統括部署としてリスク統括部を設置するとともに、取締役会で決議されたリスク管理の基本方針(リスク・マネージメント・トータル・プラン)に、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクなど各種リスクの管理についての基本方針を定め、その方針に従って、課題の抽出、対応策の検討実施等を行っていく体制を整備するなど、リスク管理体制の強化に努めております。

具体的には、リスク管理機関として頭取を委員長とした役付取締役を中心に構成される「リスク管理委員会」と、その下部組織として各関連部長からなる「リスク管理小委員会」を設置し、統合的なリスクの管理を行っております。さらに「リスク管理小委員会」の下部組織として、市場関連リスク、流動性リスク、信用リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクの6つのリスク管理執行グループを設け、リスク管理をより機動的に行える体制をとっております。

また、当行はコンプライアンスを経営の最重要課題とし、コンプライアンスの実現を目的とする内部統制の構築を取締役会の義務と位置づけております。このため、法令等の厳格な遵守の実践状況を検証し、当行の社会的責任と公共的使命に鑑み、長期間にわたって、清廉で透明性の高い経営を確保していくことを目的として、頭取を委員長として役付取締役および各関連部長により構成される「コンプライアンス委員会」を設置しております。

「コンプライアンス委員会」においては、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し取締役会の承認のもと、コンプライアンス実践の具体的目標を定めております。また、その進捗状況や達成状況をモニタリングして取締役会に報告し、次のコンプライアンスプログラムに反映させることにより常にコンプライアンスの改善・見直しを行っていく体制としております。

さらに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。

(3)監査・監督

当行は平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行に対する監査・監督機能の強化を図る体制といたしました。

取締役会は全ての取締役(監査等委員でない取締役9名、監査等委員である取締役4名)で構成され、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。

監査等委員会は監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催することとしております。

監査等委員である取締役は、議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員(社外)を選定し、当該常勤監査等委員は常務会など重要な会議に出席することにより、業務全般の監査を行うとともに監査等委員会での情報共有を図る体制を整備しております。

加えて、行内における監査体制を充実させるため、取締役会の直属組織として監査部を設置し、人員18名(平成29年3月31日現在)により行内における全般監査を行っております。監査部は他の部署から影響を受けない独立した形で監査を遂行し、法令・規程・就業規則・コンプライアンスマニュアル等の違反がないか、厳格に監視する体制を整えております。監査の結果、不祥事件もしくは不祥事件の疑いがある行為を発見した場合、重要な事項については取締役会に報告しております。

また、会社の意思決定、監督と業務執行を分離し、意思決定機関としての取締役会における機能の充実・迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

会計監査人は、新日本有限責任監査法人を起用しておりますが、同監査法人および当行監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当行の間には特別な利害関係はありません。

平成29年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員:大村 真敏

指定有限責任社員 業務執行社員:石川 琢也

指定有限責任社員 業務執行社員:伊藤 智章

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 9名

(4) 監査等委員の機能強化

監査等委員との協議に基づき監査等委員の職務を補助すべき使用人として、当行の部長職経験者などを監査等委員会補助者に任命し、監査等委員監査を支える体制を確保しております。

また、監査等委員は、会計監査人や内部監査部門による本部監査、支店監査に立会い、意見交換を行うなど連携強化を図っているほか、見識の優れた独立性の高い監査等委員(社外取締役)を選任するなど、監査等委員の機能強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、全ての取締役で組織し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。

なお、当行は平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員は議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、取締役会の委任に基づき、業務執行に関する重要事項を協議決定する常務会におきましても、常勤の監査等委員である取締役(社外取締役)が出席し、意見を述べることもしております。

さらに、常務会で協議した重要な事項について、その過程及び結果を取締役会へ報告することとしております。

また、監査等委員会は、監査等委員である取締役4名のうち3名が一般株主と利益相反が生じるおそれなく、客観的かつ中立的な立場から経営全般の監査・監督ができるものと判断される社外取締役で構成され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行の監査を実施することとしております。

同委員会は原則毎月1回開催し、監査部からの監督報告のほか、業務執行状況の報告を各部署に直接求めるなど、監査・監督機能の効率性の確保を図ることとしております。

以上、監査等委員会設置会社に移行したことにより、重要な業務執行の権限の決定の一部を常務会に委任し、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役の職務の執行に対する監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることができているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	第108期定時株主総会は、集中日より4営業日早い平成29年6月23日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年6月開催の定時株主総会より、株式会社「ICJ」が運営する議決権行使プラットフォームを採用いたしました。
その他	当行ホームページ「株主・投資家の皆さま」において株主総会招集通知を掲示しております。 株主総会における営業の報告等については、資料のビジュアル化を図り、わかりやすい説明を実施しております。また、株主総会終了後、株主懇親会を開催し経営陣が直接株主の皆様と対話する機会を設けております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年6月14日に頭取がアナリストや機関投資家に対し、平成29年3月期の決算説明、中期経営計画等の説明を行いました。今後も定期的を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページに次のIR資料を掲示しております。 決算短信、ディスクロージャー誌、会社説明会資料、アニュアルレポート	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部広報課が担当しております。	
その他	お取引先を中心とした地域IR「ふれあいミーティング」を、例年7月頃に、松阪、四日市、鈴鹿、津、鳥羽、熊野、名古屋、大阪の8会場で開催し、約600名のご参加をいただいております。これは当行とお取引先・株主の皆様とのリレーションをより一層強化するため、頭取はじめ役員が直接、お客様に経営内容の説明などを行うものです。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当行は環境にやさしい社会づくりの一環として、次のような取組みを行っております。</p> <p>1. 紙リサイクルシステムの構築 平成15年1月より、循環型社会形成への取組みとして、使用済みとなった機密書類などを再処理し、ティッシュペーパーやトイレトペーパーとして利用する「紙のリサイクルシステム」を構築いたしました。</p> <p>2. 環境にやさしい商品のご提供 当行は、環境にやさしい商品をご提供することを通じて、環境問題に積極的に取り組んでおります。</p> <p>エコファンド(投資信託) : 環境問題に積極的に取り組む企業を中心に投資する投資信託を販売しております。</p> <p>住宅ローンの金利優遇 : 「三重の木」認証材を一定量以上使用した住宅又は太陽光利用のソーラー住宅およびガスコージェネレーション住宅について優遇金利にてご利用いただけます。</p> <p>環境対策サポートローン : 温暖化ガスの排出削減等を目的とした設備機器等の購入、ISO認証取得のために必要な資金等については低金利にてご利用いただけます。</p> <p>また、地域貢献を目的としたCSR活動として、次のような取組みを行っております。</p> <p>1. 公益財団法人「三銀ふるさと文化財団」による文化振興及び奨学金助成事業 昭和42年10月に、当行は本店を三重県熊野市から松阪市へ移転いたしました。当行発祥の地である熊野市(隣接する南牟婁郡を含む)との絆を繋ぐ事業として、昭和43年2月に財団法人「三銀熊野育英会」を設立のうえ、当地域に居住する高等学校、高等専門学校、大学の各学生に対する奨学金の支給を通じて前途ある人材の育成を応援してまいりました。</p> <p>また、平成2年1月に、財団法人「三銀ふるさと文化財団」を設立のうえ、地域社会の文化の発展に貢献し、その活動と功績が著しい方々に対して、毎年「三銀ふるさと三重文化賞」を贈呈するとともに、文化振興事業の一環として、毎年「定期コンサート」を開催し、県民文化の高揚と、潤いのあるふるさとづくりのお手伝いをしております。</p> <p>平成21年12月に、財団法人「三銀熊野育英会」を解散して、財団法人「三銀ふるさと文化財団」と合併し、財団法人「三銀ふるさと文化財団」が育英会事業を受け継いでおります。</p> <p>なお、当財団は平成25年4月1日に公益財団法人へ移行しました。</p> <p>2. 各種スポーツ大会開催によるスポーツ振興 地域のスポーツ活動を支援するため、各種スポーツ大会の後援を行っています。平成4年より「第三銀行杯三重県少年サッカー選手権大会」を、平成9年より「第三銀行杯三重県ミニバスケットボール選抜大会」を後援し、地域のスポーツ活動の支援を積極的に行っております。</p> <p>3. 「高齢者や地域住民に優しい取組」の協定締結の拡大 これまでの三重県内14市町(亀山市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、熊野市、四日市市、御浜町、紀北町、紀宝町、志摩市、鳥羽市、名張市、桑名市、尾鷲市)と奈良県桜井市の15市町との間で、高齢化が進む地域の活性化や安心して暮らし続けられるまちづくりを目的とした取組み等に関する協定を締結し、行政・地域と一体となった取組みを進めております。</p> <p>具体的には、ロビーの一部をコミュニケーションとして開放・徘徊SOSネットワークへの参画・認知症サポーターへの登録・障がいのある方が来店しやすい装備の充実等の取組みを行っております。</p>
<p>その他</p>	<p>当行は、女性職員の本格的戦力化を図るため、ポジティブアクション推進プロジェクト(通称「Lady Go!」)を立ち上げ、女性職員の能力活用を推進しています。平成18年6月から取組してきたこのプロジェクトでは、女性職員の意識改革を図るとともに、育児休暇や育児短時間勤務制度などワークライフバランスの視点からの労働環境の整備や女性職員の採用の増大、職域の拡大、管理職への登用推進を行っております。</p> <p>また、平成25年9月より新たなメンバーによる「Lady Go!」を再スタートさせ、女性幹部職員の養成、営業部門で上位職を目指す女性職員のキャリアパス制度の制度化などにより、一層女性が活躍できる職場環境の整備に取組んでおります。</p> <p>以上の取組みの結果、係長以上の役職者数は平成18年3月末の75名(うち支店長クラス2名)、女性職員のうち係長以上の比率15.4%から平成29年3月末には女性役職者数173名(うち支店長クラス6名)、同比率31.6%へと大幅に増加しております。引き続きこれらの取組みを実施し、女性職員の活躍機会の拡充を図ってまいります。</p> <p>さらに、平成27年8月には三重県との連携のもと、当行の頭取が三重県内企業として初めて「イクボス宣言」を行うことで、仕事と育児の両立を図り、いきいきと働くことができる職場環境づくりを進めたほか、平成28年4月より「育パパ(男性職員の育児休暇)」の推進を開始し、ワークライフバランスの取れた働きやすい職場形成に努めております。</p> <p>今後も働きやすい職場環境の充実に向けた取組みを、より一層強化してまいります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス態勢の基本方針として、取締役会で「経営理念」、「行動指針」、「企業倫理」を定めるとともに、報告体制等のコンプライアンス関連規定及び具体的な法令等の解説を明記した「コンプライアンス・マニュアル」を取締役及び使用人全員に配布し、コンプライアンス意識の向上を図る。

取締役は、「取締役コンプライアンス規程」に基づき、自らがコンプライアンスに誠実かつ率先垂範して取り組む。

取締役会は、コンプライアンス改善のための具体的計画及びコンプライアンス研修計画を定めた「コンプライアンス・プログラム」を1年ごとに策定するとともに、その実施状況のモニタリングを行う。

コンプライアンス態勢の協議機関としてコンプライアンス委員会を設置し、法令等の厳格な遵守の実践状況を検証し、当行の社会的な責任と公共的使命にかんがみ長期間にわたり、清廉で透明性の高い経営を確保する。

コンプライアンスに関する統括部署をコンプライアンス統括部と定めるとともに、各部、室及び営業店にコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス統括部は、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理し、コンプライアンス体制の整備及び維持・改善を図る。

法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、コンプライアンス統括部を直接の情報受領者とする社内通報制度(コンプライアンスホットライン)を整備する。

内部監査部門として監査部を設置する。監査部は取締役会で策定した「内部監査規程」に基づき、執行部門から独立した内部監査部門として、当行の業務全般に亘り内部管理態勢等が適切に構築され、有効に機能し経営全般の健全性が確保されているかどうかを検証し、取締役会及び監査等委員会に報告するとともに改善方法の提言等を行う。

反社会的勢力に対しては、「企業倫理」に断固として対決する方針を定めるとともに、「反社会的勢力への対応規程」及び「反社会的勢力との取引に関する要領」を定める。また、統括部署をコンプライアンス統括部と定め、反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理するとともに、営業店、本部及び外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力との関係を遮断する。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録など取締役の執行に係る情報については、「文書規程」に基づき、取締役が常時閲覧できるよう適切に保存及び管理を行う。情報の管理については「セキュリティーポリシー」を制定し重要情報の管理に関する安全対策の基本方針を定めるとともに、個人情報の管理について「個人情報等管理規程」のほか、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定め、情報資産を適切に管理・保護する。

3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク・マネジメント・トータル・プラン」に、各種リスクの管理についての基本方針、管理規程及び管理担当部署を定め、これらのリスクの総合的管理を行うための部署としてリスク統括部を設置し、適切に管理する。

リスク統括部は、各リスク管理担当部署からの報告を取りまとめるとともに、問題点及び課題を抽出し、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は各リスクの現状を把握し、その対応策を総合的に協議した上で決定する。

監査部は、半期ごとに被監査部門等におけるリスクの種類、程度に配慮した監査方針、重点項目等を定めた内部監査計画を立案し、監査等委員会に報告したうえで取締役会の承認を得る。

災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「非常事態対策規程」及び「事業継続計画」等を策定し、これに基づき定期的な訓練を行う。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

取締役会で決議された基本方針に基づき、具体的執行方針を定め、また業務執行に関する重要事項を決定するため、本店に常勤する常務取締役以上の取締役全員で常務会を組織する。

「行務分掌規程」及び「職務権限規程」を定めるとともに、重要な課題に対してはリスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの組織横断的な各種委員会を設置し、業務の効率性の確保に努める。

取締役会は、必要に応じて業務執行の責任者として執行役員を選任する。

執行役員は「執行役員規程」に基づき、誠実にその職務を執行する。

5. 当行並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

連結子会社各社は、取締役会と監査役を置き、連結子会社における業務の適正を確保する。

連結子会社各社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

連結子会社各社は、当行のコンプライアンス・マニュアルに準じ、それぞれコンプライアンスに関する基本方針を定め、適正に業務を執行する。総合企画部内に関連事業課を設置し、連結子会社の業務状況の管理及び当行各部との調整等を行う。特に重要な経営上の事案については、「関連会社管理規程」に基づき、各社から報告を受けることによって、連結子会社各社を適切に指導・管理する。

監査部は「内部監査規程」に基づき連結子会社の監査を実施し、経営全般の健全性が確保されていることを検証するとともに、当行の取締役会及び監査等委員会にその結果を報告する。

財務報告に係る内部統制の適正な整備及び運用を図り、企業集団における財務報告の信頼性を確保する。

連結子会社各社は、災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「非常事態対策規程」及び「事業継続計画」等を策定し、これに基づき定期的な訓練を行う。

6. 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会との協議に基づき監査等委員会の職務を補助すべき使用人(以下「監査等委員会補助者」という。)として、当行の使用人から監査等委員会補助者を任命する。

監査等委員会補助者の任命及び異動、人事考課については、監査等委員会の同意を得る。また、監査等委員会補助者は業務の執行にかかる職務を兼務しない。

監査等委員会補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。

7. 当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに連結子会社の役職員が当行の監査等委員会に報告するための体制その

他の当行の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は法令等に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。

連結子会社各社の役職員は、連結子会社各社に著しい損害を及ぼす事実を発見した場合は、総合企画部関連事業課を通じて、直ちに監査等委員会に報告する。

監査等委員は取締役会のほか常務会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席し、重要な決定及び業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。

監査等委員会は、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに連結子会社各社の役職員に、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

当行並びに連結子会社の取締役(執行役員を含む)による法令や定款、規程等違反による不祥事について、社外取締役である監査等委員を直接の情報受領者とする社内通報制度(社外取締役ホットライン)を整備する。

8. 当行の監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び連結子会社は、監査等委員会へ報告を行った役職員に対して、報告を行ったことを理由として、不利になる取扱いは行わない。

9. 当行の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、每期、必要額の予算を設ける。

監査等委員がその職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において検討のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査に関する事項は、監査等委員会で策定する「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に定める。監査等委員が、重要な会議に出席できることを各種の規程等に明記する。

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、銀行が対処すべき課題、監査等委員会の監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、監査等委員会が、内部監査部門や会計監査人とも定期的な会合を持ち、適宜報告を受けるなど連携した監査を実施する体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる勢力とは断固として対決します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当行は、上記1の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を取締役会で定める「企業倫理」の中で反社会的勢力との対決を独立した項目として設定し、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための体制を整備しております。

各項目における社内体制の整備状況は以下のとおりです。

(1) 統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

コンプライアンス統括部が反社会的勢力に関する統括部署として、反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理するなど反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。また、各営業店に不当要求防止責任者を設置し、公安委員会(所轄警察署)に届出を行い、公安委員会が実施する「責任者講習」を受講するなど、反社会的勢力からの不当要求等に断固・毅然たる態度で対応しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警察当局や弁護士等との日頃からの連携、財団法人暴力追放三重県民センター等の外部専門機関等と連携しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

統括部署が、新聞報道や営業店からの情報を中心に一元的に、収集、分析を行うとともに厳正に管理しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

「反社会的勢力への対応規程」、「反社会的勢力との取引に関する要領」を定めるとともに、「顧客サポート要領」において具体的な対応ルールを定めております。また、当行のコンプライアンスマニュアルにおいても反社会的勢力への対応について明示し、周知・徹底を図っております。

(5) 研修活動の実施状況

社会との関係において遵守すべき基本原則として定める「企業倫理」において反社会的勢力との対決を掲げ、役職員等へのコンプライアンス意識の向上と知識の習得を行うため、研修・啓発に継続的に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

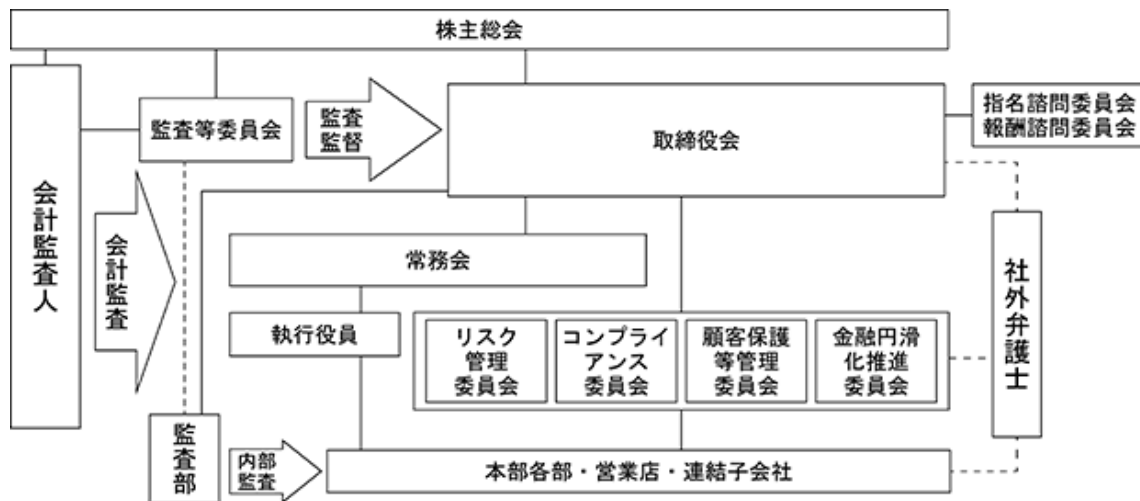
当行は、適時開示規則上開示が求められる会社情報を適時・適切に開示すべく、行内ルールとして「会社情報の適時開示に係る取扱要領」を制定し、それに基づき企業情報の透明性、信頼性確保の観点から会社情報の積極的な開示に努めております。

なお、会社情報の適時開示に係る具体的な社内体制は次のとおりであります。

(1)適時開示に係る主管部署は総合企画部で、適時開示項目毎に所管部を定めております。

(2)決定事実に関する情報は、取締役会又は常務会等での決定を経て、各所管部から情報取扱責任者に報告され、情報取扱責任者が適時開示の要否を確認した上で頭取に報告し、総合企画部が開示手続きを行っております。また、情報取扱責任者が開示が必要かどうか判断することが困難な事象については、東証、監査法人等と相談した上で、適時開示の要否を判断し、開示が必要であれば上記の通り総合企画部が開示手続きを行っております。また、決算情報については、決定事実に関する情報に準じた手続きを行っております。

(3)発生事実に関する情報は、各所管部から情報取扱責任者に報告され、情報取扱責任者が適時開示の要否を確認した上で頭取に報告し、総合企画部が開示手続きを行っております。また、情報取扱責任者が開示が必要かどうか判断することが困難な事象については、東証、監査法人等と相談した上で、適時開示に要否を判断し、開示が必要であれば上記の通り総合企画部が開示手続きを行っております。



* 取締役の一部は執行役員を兼務しております。